

## 投資信託定時定額購入サービスの取扱規定

### 第1条【規定の趣旨】

当規定は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社第四北越銀行（以下「当行」といいます。）の間における、投資信託の定時定額購入サービスに関する取り決めです。

2. 定時定額購入サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、毎月申込者が指定する振替日（以下「振替日」といいます。）に、申込者が指定する購入金額（以下「買付金額」といいます。）をご指定の預金口座（以下「引落口座」といいます。）から自動引落しし、申込者の指定する投資信託の購入にあてる取引をいいます。
3. 申込者は、本サービス内容を十分に理解し、申込者の判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

### 第2条【買付銘柄の選定】

本サービスによって買付できる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。

2. 申込者は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定して、買付の申込を行うものとします。（指定された銘柄を、以下「指定銘柄」といいます。）

### 第3条【申込方法】

申込者は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを当行に提出して申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り、本サービスを利用できます。

2. 申込にあたっては、指定銘柄の累積投資口座を開設していただきます。但し、すでに開設済みの場合は、この限りではありません。

### 第4条【申込内容の変更】

申込者は、当行所定の書面による手続きにより、購入金額や振替日等の申込内容を変更したり、本サービスを解約することができます。

### 第5条【買付金額の引落】

買付金額の自動引落にあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。

2. 第1条第2項の振替日が銀行休業日の場合は、翌営業日を指定振替日とします。また申込者が振替日を29日から31日に指定した場合で、当行にその応答日がない場合に限り、月末日を指定振替日とします。
3. 第2条第2項の指定銘柄について、振替日が海外市場の休業日等で購入の申し込みができない日の場合は、翌営業日を指定振替日とします。

### 第6条【買付方法】

当行は、引落口座から、買付金額の自動引落が成立した場合に限り、当該金額を当行がお預りして、「累積投資約款」の定めに従い、買付を行います。

2. 振替日の当行所定の引落時点において、引落口座の預金残高が、買付金額に満たないときは、自動引落は不成立となり、買付は行いません。
3. 本条第2項における引落口座の預金残高には、総合口座等の貸越可能金額は含みません。

### 第7条【買付時期および価額】

当行は、引落口座から自動引落を行った日に、買付の申込があったものとして取扱います。

2. 本条第1項の買付価額は、指定銘柄の累積投資約款に定める価額とします。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付の申込を受付しない場合または取消した場合は、買付の申込は不成立となります。この場合、自動引落した金額は、当該引落日の翌営業日に、引落口座にお戻しします。

### 第8条【返還および果実の再投資】

返還および果実の再投資は、それぞれ指定銘柄の累積投資約款にもとづき行うものとします。

## 第9条【取引および残高の通知】

当行は、本サービスにもとづく申込者への取引明細および残高明細の通知を、次の各項により行うものとします。

### 2. 取引の明細

当行は、第6条（買付方法）および第7条（買付時期および価額）にもとづく取引の明細について、月ごとの通知を省かせていただき、3か月に1回以上、期間中の銘柄ごとの買付明細および銘柄ごとの買付金額、取得合計口数等を記載した書面（以下「取引残高報告書」といいます。）により通知します。

### 3. 金銭および残高明細

当行は、指定銘柄の残高について、本条1項に定める取引残高報告書に記載して申込者に通知します。但し、本条第1項の該当取引がない場合は、別途、1年に1回以上、取引残高報告書により申込者に通知することがあります。

## 第10条【選定銘柄の除外】

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、申込者に遅滞なく通知するものとします。

- (1) 当該銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- (2) その他当行が必要と認める場合

## 第11条【解約】

本サービスは、当行が本サービスの解約を申し出た場合、あるいは申込者が当行所定の手続きにより解約を申し出た場合に、解約されるものとします。

2. 但し、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、当然に解約されるものとします。

- (1) 申込者が指定する引落口座を解約した場合
- (2) 申込者が指定銘柄の累積投資口座を解約した場合
- (3) 申込者について相続の開始があったことを当行が知った場合
- (4) 当行が本サービスを営むことができなくなった場合

## 第12条【申込事項等の変更】

改名、転居および届出印の変更等申込事項に変更があったときは、申込者は当行所定の手続きによって、遅滞なく当行に届出ていただきます。

2. 本条1項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

## 第13条【その他】

当行は当契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2. 第9条（取引および残高の通知）の規定に従い、申込者に対して当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達したものとして取扱うことができるものとします。

3. 当規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲示、その他相当の方法により周知します。

4. 当規定に別段の定めのないときは、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「保護預り規定」および「累積投資約款」等の各規定に従うものとします。

附則

この改正は、平成21年1月1日から施行する。

附則

この改正は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年1月1日から施行する。